

令和7年第6回 邑南町議会定例会（第2日目）会議録

1. 招集年月日 令和7年9月2日（令和7年8月22日告示）
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 令和7年9月8日（月） 午前9時30分
 散会 午前10時09分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 12名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	石國佳壽子	2 番	奈須 正宜	3 番	鍵本 亜紀	4 番	野田 佳文
5 番	日高八重美	6 番	瀧田 均	7 番	平野 一成	8 番	宮田 博
9 番	中村 昌史	10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹	12 番	漆谷 光夫

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	大屋 光宏	副 町 長	白須 寿	総務課長	高瀬 満晃
資産経営課長	沖野 弘輝	情報みらい創造課	植田 啓司	地域みらい課長	田村 哲
財務課長	森田 政徳	町民課長	秋田 敏子	医療福祉政策課長	坂本 晶子
産業支援課長	小笠原誠治	建設課長	小笠原 清	保健課長	岩井 和也
羽須美支所長	峽戸真理恵	瑞穂支所長	三浦雄一郎		
教 育 長	大橋 覚	学びのまち総務課長	原 拓矢	学びのまち推進課長	田村 成生
水道課長	三浦 康孝				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 井上 義博 課長補佐 田中 利明

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	辰田 直久	11 番	山中 康樹

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和 7 年第 6 回 邑南町議会定例会議事日程（第 2 号）

令和 7 年 9 月 8 日（月）午前 9 時 30 分開議

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

日程第 4 同意第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

日程第 5 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意

日程第 6 承認第 9 号 専決処分の承認
(令和 7 年度 邑南町一般会計補正予算第 3 号)

日程第 7 議案第 72 号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

日程第 8 議案第 73 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正

日程第 9 議案第 74 号 邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正

日程第 10 議案第 75 号 令和 7 年度 邑南町一般会計
補正予算第 4 号

日程第 11 議案第 76 号 令和 7 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計
補正予算第 2 号

日程第 12 議案第 77 号 令和 7 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計
補正予算第 2 号

日程第 13 議案第 78 号 令和 7 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算第 1 号

日程第 14 議案第 79 号 令和 7 年度 邑南町電気通信事業特別会計
補正予算第 1 号

日程第15 議案第80号 令和7年度邑南町下水道事業会計
補正予算第1号

日程第16 議案第81号 令和7年度邑南町一般会計
補正予算第5号

令和7年第6回 邑南町議会定例会（第2日目） 会議録

【令和7年9月8日（月）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●漆谷議長（漆谷光夫） おはようございます。  
（「おはようございます」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

（日程第1 会議録署名議員の指名）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番辰田議員。11番山中議員。お願いいたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第2 諸般の報告）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第2、諸般の報告を行います。9月2日決算特別委員会が開催され、邑南町議会委員会条例第8条第1項及び第2項の規定により正副委員長が互選され、委員長に中村昌史議員、副委員長に野田佳文議員が選任されました。以上報告いたします。

~~~~~○~~~~~

（日程第3 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第3、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を議題といたします。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。討論は反対討論から始め次に賛成討論をし、以下この順に交互に行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意に、賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第4、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意に、賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

(日程第5 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第5、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。これより議案の討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので討論を終わりこれより採決に入ります。同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意に、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●漆谷議長（漆谷光夫） 全員賛成。したがって、同意第4号固定資産評価審査委員会委員の選任の同意につきましては、同意することに決定しました。引き続き行います専決処分の承認の質疑に関しましては、あらかじめページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

( 日程第6 承認第9号 専決処分の承認 )

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第6、承認第9号専決処分の承認を議題といたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●漆谷議長(漆谷光夫) 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

(日程第 7 議案第 7 2 号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の
一部改正)

●漆谷議長(漆谷光夫) 日程第 7、議案第 7 2 号邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題といたします。質疑はありませんか。

●日高議員(日高八恵美) 議長、5 番。

●漆谷議長(漆谷光夫) 5 番、日高議員。

●日高議員(日高八恵美) 議案 7 2 号について 3 点ほど質問をさせてください。まず一つは、条例の 20 条の 2 に書かれてる第 1 号部分休業と第 2 号部分休業の説明を、どこが違うのかということをお教えください。それと 2 点目は、第 23 号の(2)の中に意向を確認することと書かれてるんですけど、この意向を確認するのは誰が確認をされるのかということが 2 点目。3 点目ですけど、条例 23 条の 2 の 1 番最後の 3 です。改正後の案の中に、意向を確認した事項の取扱いに当たっては当該意向に配慮しなければならないと書かれてます。これが改正後です。現行では、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないとなってるんです。この文言を書き換えられた理由というか、もしありましたら教えてください。

○高瀬総務課長(高瀬満晃) 議長、番外。

●漆谷議長(漆谷光夫) 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長(高瀬満晃) まず最初の 1 号部分休業 2 号部分休業についてですが、1 号につきましては 1 日に 2 時間を超えない範囲での取得。30 分単位で取得ができるというもの。2 号については 1 年につき定められた時間を取得できる。取得する可能な時間が 1 号 2 号とそれぞれ別々になってます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 日高議員、1点目いいですか、1点ずつ3回までです。一つずつやってください。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 1号を選択するか2号の部分休業を選択するかっていうのは、どの時点でそれは確認をされるのか教えてください。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 本人が育児部分休業を取得するという申請時において、本人が1号で申請するか2号で申請するかということになります。あくまでも本人申請時のときになります。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 出産後、産休明けて出勤しようとするときに決められるということなんですか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 基本産前産後あります。産前産後終わってそれから次そのまま勤務ということもありますが大体育児休業をとられますので、その時点であらかじめ申請をしてもらうようになります。

●漆谷議長（漆谷光夫） 次2点目。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 部分休業1号にするのか2号にするのかっていうのは、どなたが確認されるのかというのが2点目の質問です。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 基本は任命権者が確認しますが、実務を総務課人事担当でやっております。こちらのほうに申請書類はもらいますが、基本は任命権者ということになります。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 基本的には任命権者だけでも、実務上は総務課がということですか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 実務上実際のところで言いますと、総務課で確認をさせてもらいます。

●漆谷議長（漆谷光夫） 2点目よろしいですか。次3点目お願いします。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 2 3 条の 2 の 1 番最後のところの 3、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。なんかすごく抽象的な言い方になってるんですけど、どういう意味なのかと思ったんですけど、現行では当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないと書かれてるんです。この現行のままの文章では駄目なんですか。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、高瀬総務課長。

○高瀬総務課長（高瀬満晃） 現行の不利益な取扱いという表現ですが、実際にこんなことはないかと思いますが、例えば、育児休業をとることによって昇給が遅れるとか昇格が遅れるとか本人にとって不利益なことがあっては絶対ならないということで、現行のままとなっております。それを少し本人の意向や気持ち等も汲んで、例えば、もう少し休みたいだとかいうところの配慮部分を、ここに本人の意向に沿った配慮を必ずしなさいというところで、現行のほうに変更となっております。もちろん不利益な取扱いということは全然ないんですが、あくまでも本人の気持ちに沿った育児休業であるとか、そういった休暇の取得の仕方を確認してきちんと履行者内容ということで、こういう表現変わっております。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） この改正後と現行の文章を読み比べたときに、そういった部分休業をとることで職場にある程度負担をかけます。業務上休むわけですから。そういったことで職場の中で不利益な立場というか、そういうふうなことがあってはならないという文言、意向に配慮しなければならないと書換えられたのかなと思ったので、その意向に配慮しなければならないという理解の解釈の仕方が、ちょっと抽象的ではないかなと思ったので質問をしました。

●漆谷議長（漆谷光夫） いいですか、答えは。

●日高議員（日高八恵美） はい。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかにありますでしょうか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 8 議案第 7 3 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 8、議案第 7 3 号邑南町町営住宅管理条例の一部改正を議題といたします。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 9 議案第 7 4 号 邑南町フィンランド共和国
交流派遣貸付基金条例の一部改正 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 9、議案第 7 4 号邑南町フィンランド共和国交流派遣貸付基金条例の一部改正を議題といたします。質疑はありませんか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5 番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 特別委員会のところでも質問が出たかと思うんですが、この渡航費用というのが大体 1 人どれぐらいかかるものなのか、もう一度教えてください。それともう 1 点は、条例第 7 条の、町長は必要があると認めるときは関係資料の提出を求め、または実地調査を行うことができるというんです。この関係資料というのはどういったもので、実地調査というのは何をされるのか教えてください。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村学びのまち推進課長。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） まず、渡航費用のところですけども、これはおよそ30万ぐらいを考えております。実際の渡航費については、今後もユーロの関係とかありますので、値上がりすることもあります。今想定してるのは渡航費の半額ですので、15万円程度が貸付けの対象になるかなと思っております。

●漆谷議長（漆谷光夫） 1点目についてはいいですか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 第7条に、町長は必要があると認めるときは貸付け対象者に対し関係資料の提出を求め、または実地調査を行うことができると書かれているんです。この関係資料というのは、最初に提出される申込書とかそういったものとは別なものなんですか。だとしたらそれはこういった中身のものなのかということと、実地調査というのは何をされる調査なのか教えてください。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村学びのまち推進課長。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） 貸付基金の最初の申請書類等でいろいろ確認はさせていただきながら、貸付けの手順を踏ませていただく形になると思います。それ以外のことで、具体にはちょっとあれですけどもその申請書類以外で確認しなければならない事故が起きた場合ですとか、実際に返金等で確認してさせていただく調査の必要性が生じたときに、そういう動きをさせていただくということで7条にうたってあると思います。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5 番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 中学生高校生がこの派遣事業に参加されるのに、希望される生徒さんにはできるだけ参加していただきたいなという思いもあります。書類のところで、こんな書類も要りますあんな書類も今度必要があれば出してもらいますとかいうことは、何か申込むのにハードルを上げているような気がするんですよ。実際に説明会等で申込書以外に書類を準備していただくこともありますという、そういった説明はされるんでしょうか。例外的なことなんかもしれないんですけど。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、田村学びのまち推進課長。

○田村学びのまち推進課長（田村成生） この金曜日に1回目の説明会をやったところです。今後貸付けの対象になってくるのは、実際渡航が終わって帰ってきて精算して、渡航費が確定してからという手続になってくるかと思います。その部分については、まだ具体的な内容については御説明はしてないところがあります。そういった場合も生じるかもしれないことは付け加えて説明をさせていただくようにしたいと思ってます。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかに質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。引き続き行います補正予算の質疑に関しましては、あらかじめページ数を示して行っていただきますようお願いいたします。先ほども申し上げましたが、念のために再度申し上げます。質疑に関しては複数点質問がある場合には、まず最初に何と何を質問しますということで、それから1点ずつ3回質問いただきますようお願いいたします。執行部の方につきましても、このことを理解いただきまして1点ずつ答弁をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 10 議案第 75 号 令和 7 年度邑南町一般会計

## 補正予算第4号)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第10、議案第75号令和7年度邑南町一般会計補正予算第4号を議題といたします。質疑はありませんか。

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 22ページ7款商工費に委託料として今回エアコンの購入支援事業というのがあります。この事業についていろいろと議論もしてきましたんですが、この事業自体は公平性は保たれているという判断は持っておられますでしょうか。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、小笠原産業支援課長。

○小笠原産業支援課長（小笠原誠治） この事業は、物価高騰の重点支援交付金を活用したものでございます。この事業は、いわゆる広く一般的に全体の世帯に対応するもの。若しくは低所得者であることとか子育て世帯にあること。いろいろなケースが考えられますが、物価高騰に関するものについて、その町の課題に応じたものについて活用することが目的とされております。邑南町におきましては既に御説明をさせていただいたとおり、この猛暑をはじめとする気象状況等の中で、いわゆる熱中症等の健康被害を防止するためにこういった高温対策として、空調施設設備がまだまだ足りない世帯があるという認識のもとで、そういった方に対する支援として今回設定をさせていただいたものでございます。物価高騰の重点支援交付金の中にも一部省エネ対策として活用するということが例示もありますので、今回要綱には具体的には明記をしておりますが、そういったものにはかなうということも踏まえて、今回この事業を活用させていただいたということでございます。そういった意味で、邑南町にある課題に対応するとそういった方への支援ということについては、公平性はある程度担保できているという判断のもとに、今回対象者を選定をさせていただいたということでございます。

●宮田議員（宮田博） 議長、8番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 8番、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 今の説明をこれまでの委員会でも聞きましたが、言わんとするところは限られた財源であるから、それは全ての方に公平にということは無理だということはよく分かるんです。予定戸数とか邑南町の世帯数から状況とか見て、事業の計画を立てるときには公平性がなければならないというのが一般的な考えであろうかと思うんですが、果たして何をもって公平性があるのとられるのか、ちょっとこれが気になっておるところです。事業自体がこの猛暑、涼しくなったからあんまりもうニーズはないかもしれませんが、取組の考え方というのは確かに重要な点もあるんですが、一つ公平性に欠けるんじゃないかなというところが気になるところですので、その答弁を求めたところなんです。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 御質問ありがとうございます。先ほど産業支援課長の説明と少し重複するかもしれませんが、この事業は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というものを財源にしております。これは、令和5年度の補正予算からこの交付金が国から示されまして、これまでも町で様々な取組をしております。先ほど説明したように、その時々様々な課題に応じた支援もしておりまして、過去にはこの交付金によって農業への支援であったり、高校の通学定期券購入、あるいはタクシー利用などの財源にもこれを充てているところでございます。その時々町が抱える課題に対応するという一方で、一つは一定の公共性というのを担保してあるんじゃないかと考えております。それから、いずれの事業にいたしましても対象は全町民でございまして、その中で申請をされた方に支援をするということで、最初からこの事業を始めるときに、スタートする時点であらかじめ対象者を限定するものではありませんので、そういう意味でも公平性というのは担保されているんじゃないかと理解しております。

●漆谷議長（漆谷光夫） はい、ほかにございませんか。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 議長、3番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 3番、鍵本議員。

●鍵本議員（鍵本亜紀） 宮田議員と同じところでお願いします。エアコンの助成金です。これは執行部の方々が一生懸命考えて、今これが1番最善の使い道だと思われるという判断だということによろしいでしょうか。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 内部で検討した結果、最善だと思って提案させていただいてます。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかに何かございますでしょうか。

●日高議員（日高八恵美） 議長、5番。

●漆谷議長（漆谷光夫） 5番、日高議員。

●日高議員（日高八恵美） 今のエアコンのことなんですけど、先ほど白須副町長はこれまでもその交付金を使った事業をされてきたと。タクシーへの助成だとか農業支援だとか、あと高校の通学定期の支援だとかとおっしゃいました。それと今回のエアコンを購入するための支援とは、何かちょっと質が違うような気がするんです。うまく言えないんですけど、エアコンはまずは自分でお金を払って買わないといけなわけですよ。値段もいろいろあるんでしょうけど、7万から8万、20万ぐらいまでいろいろあるんでしょうけど、まずは1回自分でお金を払って買って商品券であと償還されるというところは、今までのタクシーとか通学定期とかとは交付金の使い方と何か違うと思うんです。エアコンはお金がないと利用できないというものに思えるんですけど、いかがでしょうか。

○白須副町長（白須寿） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、白須副町長。

○白須副町長（白須寿） 先ほどこれまでの取組内容の紹介をさせていただきましたが、例えば農業支援につきましても一旦負担をしていただいて、それを基に助成をするということ。そういう意味では、今回も同じ考えでいたしております。

●漆谷議長（漆谷光夫） ほかに何かございますでしょうか。ありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 1 1 議案第 7 6 号 令和 7 年度邑南町国民健康保険事業
特別会計補正予算第 2 号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1 1、議案第 7 6 号令和 7 年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 1 2 議案第 7 7 号 令和 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業  
特別会計補正予算第 2 号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 1 2、議案第 7 7 号令和 7 年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 2 号を議題といたします。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 1 3 議案第 7 8 号 令和 7 年度邑南町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算第 1 号)

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 13、議案第 78 号令和 7 年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

**（ 日程第 14 議案第 79 号 令和 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 1 号 ）**

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 14、議案第 79 号令和 7 年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第 15 議案第 80 号 令和 7 年度邑南町下水道事業会計補正予算第 1 号 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 15、議案第 80 号令和 7 年度邑南町下水道事業会計補正予算第 1 号を議題といたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

**（ 日程第 16 議案第 81 号 令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 5 号 ）**

●漆谷議長（漆谷光夫） 日程第 16、議案第 81 号令和 7 年度邑南町一般会計補正予算第 5 号を議題といたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

○大屋町長（大屋光宏） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、大屋町長。

○大屋町長（大屋光宏） 議案第81号の提案理由を御説明申し上げます。議案第81号令和7年度邑南町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ1,311万3,000円を追加するものでございます。詳細につきましては、財務課長が説明しますのでよろしくお願いいたします。

○森田財務課長（森田政徳） 議長、番外。

●漆谷議長（漆谷光夫） 番外、森田財務課長。

○森田財務課長（森田政徳） 議案第81号令和7年度邑南町一般会計補正予算第5号について説明をいたします。この度の補正予算は、令和7年8月7日発生の豪雨に伴う災害復旧費を追加するものです。予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ1,311万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億8,302万円とするものです。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載をしております。第2条の地方債の補正ですが、4ページの第2表地方債補正のとおり変更分として、令和7年8月豪雨に伴う災害復旧事業のため300万円を追加するもので、補正後の地方債合計額は11億5,590万円です。補正予算の主な内容を、予算に関する説明書の事項別明細書で説明をいたします。4ページの歳入です。12款分担金及び負担金1項分担金は、現年発生補助災害復旧事業費分担金を117万1,000円追加するものです。18款繰入金2項基金繰入金は、財政調整基金繰入金を894万2,000円追加するもので、これにより財政調整基金の令和7年度末残高は、9億9,613万円となる見込みでございます。21款町債1項町債は、現年発生農業用施設補助災害一般単独災害復旧事業債を300万円追加するものです。6ページから歳出です。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地災害復旧費の001農地災害復旧事業費（現年・補助災害）は、農地20か所の測量設計委託料を843万円追加、2目農業用施設災害復旧費の001農業用施設災害復旧事業費（現年・補助災害）は、水路10か所の測量設計委託料468万3,000円を追加するものです。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、

議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

●漆谷議長（漆谷光夫） 無いようですので質疑はこれで終わります。

~~~~~○~~~~~

（ 散会宣告 ）

●漆谷議長（漆谷光夫） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

—— 午前 10時 09分 散会 ——